

資料3（SOFTIC 判例ゼミ 2019(2019 年 11 月 22 日)）

東京地裁 H27.6.25(東京地裁 H25(ワ)第 18110 号 損害賠償請求事件)
知財高裁 H28.3.23(知財高裁 H27(ネ)第 10102 号 損害賠償等請求控訴事件)

3 争点

(株)カンバスの主張 一審原告・控訴人	(株)フェイスの主張 一審被告・被控訴人	東京地方裁判所(原審)		知財高等裁判所	
		判 断	理 由	判 断	理 由
争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したものか。					
・被告は、原告プログラムの Template.mdb を複製している(当事者間に争いのない事実)ので、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案している。	・Template.mdb は、旧 SST の制作者が制作したもので、原告は制作者ではない。	・旧 SST の著作権者ではない原告が Template.mdb の著作権者であると認めるに足りる証拠はない。			
		・プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラム全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れたものである必要がある。		・プログラムの著作物の複製権・翻案権を侵害したといえるためには、既存のプログラムの具体的表現中の <u>創作性を有する部分</u> について、 <u>これに依拠し、この内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製するか、又は、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、これに修正、増減、変更等を加えて、新たな思想を創作的に表現し、新たな表現に接する者が従来の表現の本質的な特徴を直接感得することのできるものを創作した</u> といえることが必要。 ・単にプログラムが実現する機能や処理内容が共通するだけでは、複製・翻案とはならない。	
				・原告プログラム及び被告プログラムいずれについても、 <u>ソースコード</u> が開示されておらず、それぞれのプログラムの具体的表現内容は不明。	

				・仮に、被告プログラムが、原告プログラムにおいて <u>創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーして作成されたものといえる事情</u> があるならば、被告プログラムは原告プログラムを <u>複製・翻案したもの</u> と推認することができる。	
Template.mdb は重要な定義ファイルであり、そこに含まれるデータは複雑であり、定義ファイルは字幕ソフトの機能を実現するソースプログラムと密接に結びつき、その一部を構成するものであるから、制作の実態からして、プログラムの著作物性が認められる。	・被告は被告プログラムに旧 SST との互換性を確保するために原告プログラムの Template.mdb を複製した。 ・Template.mdb は、表のフォーマットを定義した情報に過ぎず、創作性がないから著作権侵害とはならない。	・被告が、原告プログラムの Template.mdb のファイルデータを複製したこと自体が著作権侵害に当たるとは認められない。(つまり、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したものではない。)	・Template.mdb は定義ファイルなので通常の情報処理用のプログラムに比較して著作物性に疑問の余地があり得るといえ、かつその具体的な記述についての立証がない。	① Template.mdb が複製されているとしても、被告プログラムが原告プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーしたことを推認させる事情とはいえない。	・被告が Template.mdb を複製したのは、専ら旧 SST との互換性を確保するため。 ・Template.mdb に格納するデータは Template.mdb 以外のプログラムが処理をするものであり、Template.mdb を複製したからその余のプログラムも複製されたと推認される関係にはない。 ・Template.mdb に格納するデータは、作成された文字情報や各種設定情報であるから、これを定義するコードの表現に選択の幅はほぼないので、コード自体に創作性を認めることは困難。
・原告プログラムは xlsx 形式 (Excel2007) で出力された字幕ファイルであっても、その拡張子に「xls」 (Excel 2003) が付されてしまう。本件プログラム (H25.4.15 にリリース) も同様の事象が生じている。 このことは、本件プログラムが、Excel 2007 のリリース前 (H19 以前) に作成されていた、つまり、被告プログラムが原告プログラムを複製・翻案したものであることが理由。		・被告プログラムが原告プログラムを翻案したものであることを弱いながらも一定程度推認させる。 ・しかし、原告プログラムと被告プログラムの開発は同じ開発者 C が関与しており、開発者がエクセル 2003 年版 (拡張子「xls」) で開発作業をしていた結果である可能性も否定できない(ので、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したものではない。		② 被告プログラムが原告プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーしたことを推認させる事情とはいえない。	・この事象に関係するコードが 2007 年 (Excel2007 リリース時) 前に作成されていたのか、開発環境に Excel2007 がなかったのか、あるいは、2013 年にリリースされた本件プログラムでも、それ以前に販売されたソフトウェアに対応する必要があるのか、単なるバグであるのか、いずれとも確定し難いので、原告プログラムのソースコードと被告プログラムのソースコードとの特異な一致とはいえない。
・本件プログラムには、字幕ウィンドウのハコ全体に対する表示属性の設定がハコ内に入力される字幕全てに適用されないという原告プログラムと同様のバグがある。		証拠不十分		③ 原告の主張は不採用	テキストを全選択して属性設定をしても、その選択範囲よりも前の部分に新たに挿入した文字にはその属性が反映されないのは、プログラムとして通常。

・本件プログラムには、原告プログラムと共通する特殊な仕様がある。 すなわち、①縦書きで英字のピリオドを入力すると左下に表示されること、②字幕の表示位置の指定方式が画面左上からのピクセル指定方式であること、③入力した字幕の全文検索において字幕全体が自動的に検索対象となる仕様となっていないこと、④字幕を挿入する際の字幕番号の採番方法が小数点以下の番号を付加するものであること、⑤エクセル形式でエクスポートする際に英語の言語設定などをするとハングアップすること、⑥C ドライブ直下に Excel ファイルをエクスポートしようとするハングアップすること、⑦縦書きの字幕データをmdb 形式でエクスポートした後にインポートすると横書きになってしまうこと。		日本語の字幕制作ソフトにおいてこれらの特徴が共通することが直ちに不自然であるとは言い難い。		④ 被告プログラムが原告プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーしたことを推認させる事情とはいえない。	共通する事象の発生は、プログラムの機能や処理内容の共通性を示すものにすぎず、直ちに、原告プログラムのソースコードと被告プログラムのそれが共通していることを推認させるものではない。
被告プログラムの開発期間が長くても33 ヶ月しかなく、被告プログラムの価格が原告プログラムの価格の約 3 分の1と低廉であるのは不自然。	同じ字幕制作ソフトであり、原告プログラムが業界標準なので、類似部分があっても、複製の根拠にならない。	被告プログラムの開発期間や販売価格が不自然なほど短かつ低廉とはいえないので、原告の主張は不採用	・原告プログラムと被告プログラムの機能やユーザーインターフェイスには、一定程度の相違点がある。 ・原告プログラムが日本語の字幕制作ソフトウェアの業界標準であり、被告プログラムは後発。 ・原告プログラムと被告プログラムは同じ技術者が携わっている。	⑤ 被告プログラムの開発期間や販売価格が不自然なほど短かつ低廉とはいえないので、原告の主張は不採用	・原告プログラムと被告プログラムとは、規模、機能、ユーザーインターフェイス等に相当程度の相違があり、また、会社の規模、雇用形態、稼働形態、営業戦略等により、プログラムの制作期間や販売価格は大きく左右される。 ・原告プログラムと被告プログラムの制作には同じ技術者が携わっている。
被告プログラムが、C++と C#という2つのプログラム言語から組まれていることは不合理。これは、C++で組まれている原告プログラムのソースコードを流用したことの証左。		・被告プログラムが原告プログラムの表現上の本質的特徴を直接感得することができる著作物ではない可能性がある。	・被告プログラムは、原告プログラムとは字幕制作プログラムの全体の設計が異なる。 すなわち、 (1) 字幕表示のタイミングの取り方が原告プログラムでは映像の開始時間を基準とするのに対し、被告プログラムでは絶対時間を基準としており、原告プログラムと被告プログラムとでは、字幕を映像に入れる基準・管理	⑥ 被告プログラムが原告プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーしたことを推認させる事情とはいえない。	・C++から C#へのプログラムの完全な自動的なコンバートはできるとは認められないので、被告プログラムのうち C#で組まれている部分は、原告プログラムの複製・翻案である可能性が低い。 ・被告プログラムの C++で組まれている部分は原告プログラムの機能として該当する部分とは多くの部分でファイル数が異なっており、モジュール間構造自体が異なっている可能性が高い。

			方法が異なる。 (2) 原告プログラムは C++というプログラム言語だけで組まれているが、被告プログラムは C++と C#という2つのプログラム言語から組まれていること。 (3) 被告プログラムは原告プログラムと比較し、3.96 倍の速度でインポートとエクスポートを処理することができる。		
C が原告プログラムのソースコードが記録されたハードディスクを社外に持ち去った。	客観的事実に基づかない。			⑦ 証拠不十分	
争点1 原告プログラムの著作権者は原告か。					
原告は、旧 SST の二次的著作権者として、原告プログラム全体について著作権を有する。	原告が原著作物旧 SST の著作権を有する証拠はない。仮に、原告が旧 SST のうち改変を加えた部分の著作権のみを主張しても、その部分が特定されていないので、改変を加えた部分の著作権者かどうか不明。	判断するまでもない。		判断するまでもない。	
争点3 原告は、被告に対し不法行為に基づき損害賠償責任を求める。かかる原告の損害額。					
43,017,975 円 (原告プログラム 1 個当りの粗利益額 573,573 円×75 個)(著作権法 114 条 1 項) + (207,900 円－149,100 円)×利益率 0.715×129 個)	否認・争う	判断するまでもない。		判断するまでもない。	

争点4 Template.mdb の創作性				
・原告プログラムに含まれる Template.mdb は、単独でプログラム著作物又はデータベース著作物として創作性がある。	・Template.mdb は、テーブルやデータの分類も字幕ソフトウェアならば一般的に持っているものであり、独創性はない。		Template.mdb は、単独でプログラム著作物として創作性を有するものと認められない。	・プログラム著作物として創作性を有するためには、コンピュータに対する指令の組合せが創作的に表現されることが必要(著作権法 2 条 1 項 1 号、10 号の2)。 ・Template.mdb は、原告プログラムで取込み又は作成した文字データや各種設定情報を格納するための書式 ・そこで、Template.mdb は、変数やテキストデータが格納されているにすぎないから、コンピュータに対する指令の組合せに個性が顕れる余地はほとんどなく、プログラム著作物としての創作性を想定し難い。
	・Template.mdb は、字幕データを表示する際の各種データが羅列されているだけであり、これら各種データ同士の関連付けはしていないので、体系的構成に創作性はいい。		Template.mdb は、単独でデータベース著作物として創作性を有するものと認められない。	・データベース著作物として創作性を有するためには、コンピュータで検索できる情報の集合物について、その情報の選択又は体系的な構成が創作的に表現されることが必要(著作権法 2 条 1 項 10 号の3、12 条の2) ・Template.mdb は、情報の項目が定められているだけであり、選択されて入力すべき情報それ自体が格納されていないから、コンピュータが検索できる情報の集合物を有していない。しかも、これら項目も、各テーブルに並列的に区分けされているだけであり、このテーブル間に何らかの関係があるわけでもない。
	・原告プログラムは Template.mdb の設計構造を受け継いでおり、Template.mdb とその余の原告プログラムとは不可分一体となってプログラムを効率的に稼働させている。(そこで、Template.mdb は、原告プログラムに含まれる。) ・(従って、)被告プログラムに含まれる PlugDtm.dll は、原告プログラムに含まれる Template.mdb を複製している。		・(そもそも、Template.mdb は、単独でプログラム著作物又はデータベース著作物として創作性を有するものと認められないので、被告が Template.mdb を複製したからといって、被告が Template.mdb の著作権を侵害したとは認められない。)	・Template.mdb の構造を定義しているのも、Template.mdb の各種設定情報を処理しているのも、Template.mdb とは異なるプログラムなので、Template.mdb それ自体は、被告プログラムを稼働させたり、被告プログラムの設計構造を規定しているのではなく、被告プログラムのデータ保存書式として存在するにすぎない。
	・Template.mdb は、字幕データを旧 SST 向けに出力するときに必要なファイルにすぎず、原告プログラムにとって旧 SST との互換性を確保する以外には必要のないファイル。 ・Template.mdb は、被告プログラムにとっても、必要不可欠なものではなく、単		・控訴人(原告)の主張は、Template.mdb それ自体の創作性を論	

	に旧 SST との互換性を確保する以外には必要のないファイル。 ・従って、Template.mdb を複製したからといって、被告プログラムが原告プログラムを複製・翻案したことが推認されるわけではない。		じていない。 （従って、被告が Template.mdb の著作権を侵害したとは認められない。）	
--	--	--	--	--

以 上